

特定非営利活動法人 地球の木

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地球の木 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区不老町一丁目3番3号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、地球上すべての人々が、自然と共存し、人が人らしくあたりまえに生きていくことができるように、地域と地域を結ぶ国際協力活動を行い、相互理解を深める社会教育をとおして、お互いの人格を尊重し、それぞれが自立したより新しい生き方を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①アジアにおける社会的に困難な境遇にある人々に対する生活基盤確立のための自立支援事業
 - ②相互の自立に役立つ生産物の交易
 - ③世界各国の自然災害・社会的危機等による被災民に対するの緊急支援事業
 - ④相互理解を深めるための交流並びに国際協力推進のための社会教育事業
 - ⑤前項④に関して、機関紙等の広報活動並びにそれらを通して行う政策提言などの事業
 - ⑥この法人の目的にかなう事業を行っている団体との情報交換および協力事業
 - ⑦その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) サポート会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および法人

(入 会)

第7条 正会員またはサポート会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める 入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事会は、その者が前

条第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 サポート会員は、いつでも書面による申込みを理事長にすることによって、正会員となることができる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷付け、または目的に反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納められた会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上13人以内
 - (2) 監事 2人または3人
- 2 理事の全員および監事のうち1人以上は正会員とする。
- 3 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長および事務局長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、

理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

- 3 事務局長は事務局を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人には顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が書面をもって委嘱する。

(職員)

- 第21条 この法人の事務を執行するために事務局を置く。
- 2 事務局には職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(機 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算に関する事項
- (5) 事業報告および収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知を発信しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席があれば開会することができる。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決の表決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 議事審議
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または理事総数の3分の1以上が会議の目的である事項を記した書面をもって招集の請求があったときに開催する。

(招集)

- 第35条 理事会は理事長が招集する。
- 2 前条の招集の請求があったときは、理事長は20日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(議長の選出)

第36条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から互選する。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第38条 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権)

第39条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない事由のため、理事会に出席できない理事は、当該議事につき書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については第31条の規定を準用する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 削除
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適

用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会および総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第48条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、理事会および総会の承認を受けなければならない。

2 事業報告および収支決算の承認のための総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(借入金)

第50条 この法人が借入れをしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的する特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において選定されたものに帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人の会報および官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 横川芳江
副理事長 後藤雅子
副理事長 丸谷士都子
理事 後藤知加子
理事 澤野伸子
理事 乳井京子
理事 澤 節子

理事 中野眞理子
理事 嶋 一枝
理事 坂下まさみ
理事 若林英子
理事 石川美恵子
理事 稲葉博子
理事 米林大作
理事 筒井由紀子
理事 田中眞樹子

監事 上林得郎
監事 岸田仁
監事 山西優二

- 3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人） 年額 6000円
 - (2) サポート会員（個人） 年額 6000円
 - （団体） 年額 10000円（一口）

附則 この定款は、2003年5月25日から施行する。

附則 この定款は、2003年10月21日から施行する。

附則 この定款は、2004年10月25日から施行する。

附則 この定款は、2010年11月25日から施行する。